

山口労発基 0509 第 11 号
令和 6 年 5 月 9 日

関係団体の長 殿

山口労働局長
(公印省略)

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等
に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、別添 1 のとおり、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第 26 号。以下「改正指針」という。）が令和 6 年 5 月 8 日付け官報に公示され、同日（改正指針の別表 1 及び別表 2 の規定は、令和 7 年 10 月 1 日）に適用されます。

今般の改正は、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 196 号）が告示されたことに伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和 5 年 4 月 27 日付け技術上の指針公示第 24 号。以下「指針」という。）について、所要の改正が行われたものです。

改正内容は、山口労働局ホームページの「各種法令・制度・手続き」の「公示関係」の「安全衛生関係公示」に掲載いたしました。別添 1 の公示に併せて改正点、改正後の指針について掲載していますので、傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、化学物質による健康障害の防止の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。



別添 1

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示

技術上の指針公示第26号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件を次のとおり公表する。

令和6年5月8日

厚生労働大臣 武見 敬三

- 1 名称 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件
- 2 趣旨 労働安全衛生規則第五百七十七条の第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第196号）の告示に伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）について、所要の改正を行うものである。
- 3 適用日 公示の日から適用する。ただし、指針別表1及び別表2の規定は、令和7年10月1日から適用する。
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。